

第1回 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 平成28年7月6日(水) 14時～16時

2. 会 場 国土交通省 日野川河川事務所 別館会議室(2F)

3. 出席者

(委員)

米子市	:	菅原 総務部長	(代)
伯耆町	:	森安 町長	
南部町	:	種 防災監	(代)
日吉津村	:	高田 総務課長	(代)
鳥取県	:	山下 危機管理政策課長	(代)
鳥取県	:	倉元 米子県土整備局長	
気象庁	:	真木 鳥取地方气象台長	
国土交通省	:	赤星 倉吉河川国道事務副所長	(代)
国土交通省	:	横林 日野川河川事務所長	

(オブザーバー)

鳥取大学 : 道上 名誉教授

4. 議 題

- (1) 設立趣旨、規約(案)の確認
- (2) 現状の水害リスク情報の共有
- (3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組について
- (4) 減災のための目標(案)について
- (5) 今後の進め方(案)

5. 議事概要

- (1) 設立趣旨、規約(案)の確認

- ・確認し、承諾を得た。

(2) 現状の水害リスク情報の共有

- ・説明し、情報共有を図った。

(3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組について

- ・説明を行った。

(4) 減災のための目標(案)について

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・洪水時に避難勧告を出すためのタイミングが国管理河川と県管理河川ではずれている。国は昨年 4 月に避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインにより見直しを行っているが、県は従前の発令基準としている。現在は国と県と異なった基準となっているが今後は現状に合ったものとしていきたい。

→基準水位についての補足だが、基準水位の変更は避難勧告の空振りを避ける趣旨で行われた。空振りは少なくなるが危険側にはなっている。県管理河川は国管理河川に比べて流域も小さく降雨があると水位がすぐに上がるという特性がある。このような特性も踏まえて適正な避難勧告に繋がるよう県の方で基準水位の検討を行っていく。

- ・県管理河川との整合はどのようになるか。ハザードマップを考えていく上で必要がある。

→県管理河川についても今年度から想定最大の浸水想定区域の検討を行っていく。市町村のハザードマップ検討スケジュールに合わせて検討を行いたいと考えている。

- ・資料 7 において日野川右岸では氾濫流による家屋倒壊等が考えられる区域が河川から離れたところにも広く存在している。氾濫によって大きな被害が生じる危険がある箇所については本協議会でハード型整備の提案をいただければ検討していけると考えている。また、先日、鳥取県西部町村が避難所マニュアルと避難計画を統一したという報道を拝見した。このような取り組みも盛り込んでいければよいのではないかと考えている。

- ・洪水対象と言うことであれば情報伝達を確実にしていくことが必要。川の水位の情報をこまめに出していくことで避難勧告などの判断ができる。平成 23 年の洪水でも避難判断水位を超えたが危険水位は超えないという水位予測の情報をいただくことで判断の参考となった。あとは決壊しないように河川管理に最善を尽くしていただくということだと思う。

- ・日野川右岸で懸念される氾濫流による家屋倒壊は、日野川の旧河道があった

地域である。このような場所は決壊しやすいので手当てをしておくことが必要。千年に一回というような災害は起きにくいが河川管理者はよく知っておく必要がある。住民は丁寧に説明しないと混乱もある。住民の身近な小さな河川での災害なども整合させながら避難に導くことが求められる。内水も含め小さな河川と大きな河川のジョイントの部分など調和させながら計画していかないと住民は乗ってこない。

- ・日野川右岸での家屋倒壊等区域はなぜここだけ大きな区域になるのか。

→日野川は過去に河川の場合は動いており、右岸の家屋倒壊等区域の場所もともと川が流れていた場所であるため氾濫が生じた場合に水流が流れやすい。流速が早くなるという計算から家屋倒壊の可能性があるという区域となっている。

→九州の矢部川も旧河道のところで破堤している。堤防の地盤を浸透した水が原因で堤防が壊れることがあるため、このような場所は調査を行い、決壊しにくい堤防とすることが必要となる。

②一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

- ・排水を効率的に進める施設の整備として窠場の整備が上げられているが、整備主体はどのように考えているのか。

→釜場の整備を行う場所によるが関係機関が連携し行うことになると思われる。今回資料に掲載しているものは現段階では考えられる取り組み案であり、今後、幹事会で今回資料の案も含めてどのような取り組みをするか精査していくことになる。

③防災意識の向上を図るべく防災教育拡充のための取組

- ・防災教育については社会資本整備審議会の答申にも記載されている。記載内容として、防災教育を行う河川技術者の教育や市町村職員の教育についても記載されており、このようなものも盛り込むべきと考える。

(5) 今後の進め方(案)

- ・8月中旬でとりまとめるということだが、ソフト対策についても8月までに考えていくのか。

→ソフト対策についても8月中旬までに協議会として実施していく内容をとりまとめたいたいと考えている。市からは、時間的に短期間であること、方針的なことを議論するべきといった御意見も頂いている。今後の幹事会で、ちゃんと吟味していきたい。検討の時間的な問題もある。本年度の協議会で取り組みは検討するが、新たな取組については毎年行うフォローアップの中で追加していくことも考えられる。